

# 平成20年度介護保険事業実施状況

だれもが安心して老後の生活を送るために、「介護を社会全体で支える仕組み」として平成12年に介護保険制度が始まってから、今年で10年目を迎えました。

大和市の高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、今年5月には18%を超え、介護サービスの利用者は、年々増加の傾向にあります。

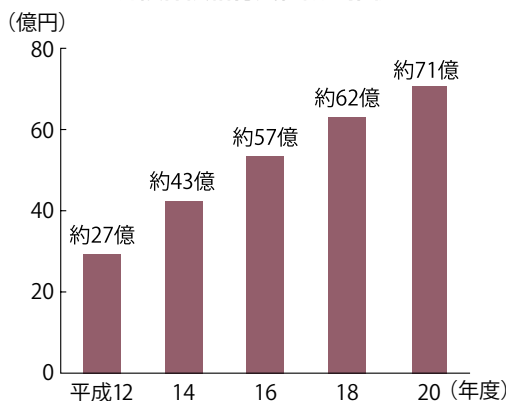
市民の皆さんに介護保険制度について理解を深めてもらうため、大和市における昨年度の介護保険事業実施状況をお知らせします。

市内の要支援・要介護認定者(以下、認定者)は5,620人で、前年度よりも423人増加しました。介護保険制度が始まった平成12年度(2,440人)と比較すると、約2.3倍に増えています(グラフ1参照)。

平成20年度の介護保険給付費総額は71億2,497万7千円で、前年度と比較して約6.7%増加しました。制度が始まった同12年度の額(27億2,594万4千円)と比較すると、前述の認定者数の増加を上回る2.6倍の伸びとなっています(グラフ2参照)。ここ数年の傾向として、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)や通所介護(デイサービス)などの在宅サービスが大きく伸びています。

介護保険給付費総額は前年度比6.7%増

グラフ2 介護保険給付費総額の推移



問い合わせは、市役所介護保険課介護給付担当(2600)51699へ。

## 要介護認定者は5,620人

介護保険サービスを利用するには、介護を必要とするこの認定を受ける必要があります。今年3月31日現在の

グラフ1 要支援・要介護認定者数の推移



## 要介護認定の調査方法が一部変わります

10月から、要介護認定の調査方法が一部変わります。今年4月に要介護認定の方法が変わりましたが、国の検討会で検証した結果、10月から認定調査の方法をさらに一部見直すことになりました。

具体的には、認定調査の一部の項目について、日ごろの状態をより重視するなど、調査項目の考え方が一部変更されます。調査の際には、本人のふだんのような生活を認定調査員に詳しくお伝えください。

新たな方法での認定は、10月1日以降に申請した人から適用されます。要介護認定の仕組みそのものが変わるわけではありません。

※特に、今年4月～9月に初めて要介護認定の申請をした人などはご留意ください。

更新申請をする際に、「更新前の要介護度を選択できる」という経過措置があります。9月30日までに申請した場合に適用されます。

問い合わせは、保健福祉センター介護保険課認定担当(2600)55009へ。

## 厚木基地の早期返還と基地対策の抜本的改善を要請

市民、議会、行政の代表者から組織される大和市基地対策協議会(会長:大木哲大和市長)は、8月26日、外務省と防衛省を訪問し、「厚木基地の早期返還と基地対策の抜本的改善に関する要望書」を提出しました。

この要望書では、2006年に日米両国政府により合意された、「再編実施のための日米のロードマップ」において示されている厚木基地の空母艦載機移駐の早期実現を図る

ことを求めています。このほか、過去4回のNLP(夜間連続離着陸訓練)同様、今後も厚木基地ではNLPを実施しないことや、現在厚木基地において実施されている海上自衛隊の次期固定翼哨戒機(XP-1)の性能評価のための飛行などにより市民の負担の増加につながることを懸念し、また将来に向けて負担が軽減されていくよう求めるなど、具体的な内容について日本政府としてしっかりと対応するよう要請しました。

また、今回の要請では併せて総務省も訪問し、基地に係る固定資産税の代替的な財源として同省が交付している「基地交付金」の適正化を求めました。同時に、本市のおかれている現状を詳しく伝えながら、騒音被害を考慮した財政制度を検討するよう強く求めました。これに対し、総務省の岡崎浩巳自治税務局長は、「基地交付金の総額が増えない中で、できる限り厚木基地などの個々の事情を踏まえながら進めていきたい。基地交付金の算定に関しては、固定資産税の代替としての性格を持つものであるが、できる範囲内で検討していきたい」と述べました。



岡崎総務省自治税務局長へ要望書を渡す大和市基地対策協議会委員ら

大和市基地対策協議会では、今後厚木基地にかかわるさまざまな問題の解決に向けて取り組んでいきます。問い合わせは、市役所基地対策課基地対策担当(2600)55009へ。

## 市長見聞録

大和市長 大木 哲

### 『地方分権』 …下水道の合流改善事業の場合

「地方分権」は分かるけれども、例として「下水道の合流改善事業」を挙げられても何のことかよく分からない、というかたが多いと思います。

「下水道の合流改善事業」とは何か。下水道の中には「汚水」と「雨水」が別々の管を流れている「分流方式」と、「汚水」と「雨水」が同じ管を流れ、共に下水処理場まで流れる「合流方式」があります。この「合流方式」を改善しよう、というのが「合流改善事業」です。

その必要性は理解するところですが、ほかの事業を差しおいても真っ先に行わなければならないほど、本市にとって緊急性が高く、優先順位の高いものとは考えていません。

しかしながら、平成25年度までに、約58億円のお金をかけてこの事業を行わなければならない。全国的にどの自治体も財政状況が厳しく、本市もピーク時に50億円を超えた法人市民税が、今年度の決算見込みは約21億円余りという大変厳しい状況です。このような時期に、市がなぜ多額の血税を投入してまでこの事業を行わなければならないのか。

それは、法令で、期限が定められた事業だからです。Yes、Noを言う権限が本市にはありません。

それほどこの事業が国にとって必要だと言うのなら、国が100%負担をすべきです。本市には、どんなに財政状況が厳しくとも、福祉、教育、医療など、やらなければならないことがたくさんあります。

### 「大和市のことは大和りで決める」

このことのできる地方分権の時代に、一刻も早くすべきだと考えます……。今回はこの辺で。